

## 【環境基準】

## (1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)  
(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。

## (2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	年平均値が 0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が 0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

## (3) 微小粒子状物質に係る環境基準

(平成 21 年 環境省告示第 33 号)

物 質	環 境 基 準
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m <sup>3</sup> 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、臨港地区、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

【名古屋市の大気汚染に係る環境目標値】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

物質名	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オゾン	ベンゼン
環境目標値	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	年平均値が 3μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
地域	名古屋市の全域			

## 【騒音に係る環境基準】

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

(平成 11 年愛知県告示第 261 号)

地域の 類型・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		AA	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域
基準 値	昼 間	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下	60 デシベル 以下	65 デシベル 以下
	夜 間	40 デシベル 以下	45 デシベル 以下	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下
備 考		地域の類型 AA : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A : 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域 B : 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 C : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで				

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準 値	昼 間	70 デシベル以下
	夜 間	65 デシベル以下
備 考		個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

## 【人の健康の保護に関する環境基準】

( 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 )

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下
砒 素	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

【生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））】

( )

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 ( pH )	生物化学的 酸素要求量 ( BOD )	浮遊物質量 ( SS )	溶存酸素量 ( DO )	大腸菌群数
AA	水道 1 級・自然 環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	50MPN/100ml以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	5,000MPN/100ml以下
C	水産 3 級・工業 用水 1 級及び D 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ以下	50 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	-
D	工業用水 2 級・ 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ以下	100 mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以上	-
E	工業用水 3 級・ 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ以上	-
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ以上とする。 3 省略。 4 省略。						

- 注)1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 " 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 " 3 級 : コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 " 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

< 水域類型の指定 >

水 域	該当類型
中川運河（全域）	E
堀 川（全域）	D

出典）「平成 24 年版 名古屋市環境白書」  
 （名古屋市，平成 24 年）

( )

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全 亜 鉛	ニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。					

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

(平成9年環境庁告示第10号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/l以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l以下
六価クロム	0.05 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下
総水銀	0.0005 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
チウラム	0.006 mg/l以下
シマジン	0.003 mg/l以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
ベンゼン	0.01 mg/l以下
セレン	0.01 mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
ふっ素	0.8 mg/l以下
ほう素	1 mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値】

(平成17年名古屋市告示第402号)

(1) 水の安全性に関する項目(全市域)

項目名	目標値
カドミウム	0.003 mg/l以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l以下
六価クロム	0.05 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下
総水銀	0.0005 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
チウラム	0.006 mg/l以下
シマジン	0.003 mg/l以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
ベンゼン	0.01 mg/l以下
セレン	0.01 mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
ふっ素	0.8 mg/l以下
ほう素	1 mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下

注)「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) 水質汚濁に関する項目

【平成 25 年 9 月 13 日以降】

項目	区分	河川		
		川	川	川
水質のイメージ		川に入っの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
水質の汚濁に関する目標値	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下		
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	3 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以下	8 mg/ℓ以下
	浮遊物質 (SS)	10 mg/ℓ以下	15 mg/ℓ以下	20 mg/ℓ以下
	溶存酸素量 (DO)	5 mg/ℓ以上		3 mg/ℓ以上
	ふん便性大腸菌群数	1000 個/100ml 以下		
	全亜鉛	0.03 mg/ℓ以下		
	ノニルフェノール	0.002 mg/ℓ以下		
	直鎖アルキルベンゼン系脂肪酸及びその塩 (LAS)	0.05 mg/ℓ以下		
親しみやすい指標による目標	水の濁り (透視度)	にごりがない (おおむね 70cm 以上)	にごりが少ない (おおむね 50cm 以上)	にごりがある (おおむね 30cm 以上)
	水のおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。
	水の色	異常な着色のないこと。		
	水の流	流れのあること。		
	ごみ	ごみが捨てられていないこと。		
	生物指標	(淡水域) アユ、モロコ類、ヒラタカゲロウ類、カワゲラ類	(淡水域) カマツカ、オイカワ、コカゲロウ類、シマトビケラ類、ハグロトンボ	(淡水域) フナ類、イトトンボ類、ミズムシ(甲殻類)、ヒル類
	(汽水域) マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ	(汽水域) フジツボ類、ゴカイ類		

- 注) 1: pH、DO、ふん便性大腸菌群数及び SS は、日間平均値とする。  
 2: BOD の年間評価については、75% 水質値によるものとする。  
 3: 全亜鉛、ノニルフェノール及び LAS については、年間平均値とする。

【平成 25 年 9 月 13 日以前】

項目	区分	河川		
		川	川	川
親水のイメージ		川に入っの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
水質目標値	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下		
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	3 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以下	8 mg/ℓ以下
	浮遊物質 (SS)	10 mg/ℓ以下	15 mg/ℓ以下	20 mg/ℓ以下
	溶存酸素量 (DO)	5 mg/ℓ以上		3 mg/ℓ以上
	ふん便性大腸菌群数	1000 個/100ml 以下		
親しみやすい指標	透視度 (cm)	70 以上	50 以上	30 以上
	水のおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。
	水の色	異常な着色のないこと。		
	水量	流れのあること。		
	ごみ	ごみのないこと。		
	生物指標	淡水域	アユ、モロコ類、ヒラタカゲロウ類、ハグロトンボ	カマツカ、オイカワ、コカゲロウ類、シマトビケラ類
	汽水域	マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ		フジツボ類

- 注) 1: 水質目標値は、日間平均値とする。  
 2: BOD の年間評価については、75% 水質値によるものとする。

**【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（地域区分）】**

（平成 17 年名古屋市告示第 402 号）

**【平成 25 年 9 月 13 日以降】**

水域	区分	親水のイメージ	地 域
河川		川に入っでの遊びが楽しめる	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、植田川（全域）、扇川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
		水際での遊びが楽しめる	中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、天白川（全域）、庄内川下流部（松川橋から下流の水域に限る。）、香流川（全域）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、福田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
		岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、戸田川（全域）、鞍流瀬川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）

**【平成 25 年 9 月 13 日以前】**

水域	区分	親水のイメージ	地 域
河川		川に入っでの遊びが楽しめる	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
		水際での遊びが楽しめる	堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、天白川（全域）、植田川（全域）、扇川（全域）、庄内川下流部（松川橋から下流の水域に限る。）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
		岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、香流川（全域）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、戸田川（全域）、福田川（全域）、鞍流瀬川（全域）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）

**【底質の暫定除去基準（含有量試験による）】**

（環水管第 119 号 昭和 50 年環境庁水質保全局長通達）

項 目	暫定除去基準
水 銀	河川及び湖沼：25ppm 以上
PCB	底質の乾燥重量当たり 10ppm 以上

## 【土壌の汚染に係る環境基準】

(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓにつき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1ℓにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地( 田に限る。 ) においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地( 田に限る。 ) において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.02 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓにつき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓにつき 1 mg 以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては、「土壌の汚染に係る環境基準について」の附表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ℓにつき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 ℓにつき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、「土壌の汚染に係る環境基準について」の別表に記載されている測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>

## 【ダイオキシン類に係る環境基準】

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg - TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水 質 (水底の底質を除く)	1pg - TEQ/l以下
水底の底質	150pg - TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg - TEQ/g 以下
備 考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg - TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

## 【大気汚染防止法】及び【愛知県生活環境保全条例】

(大気汚染防止法施行令 昭和 43 年 政令第 329 号)  
 (大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年 厚生省・通商産業省令第 1 号)  
 (愛知県生活環境保全条例施行規則)

## (1) ばい煙発生施設

ばい煙発生施設	大気汚染防止法	愛知県生活環境保全条例
ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	伝熱面積が 10 m <sup>2</sup> 以上 又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50ℓ/時以上	伝熱面積が 8 m <sup>2</sup> 以上
ガスタービン ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算 50ℓ/時以上	-
ガス機関 ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算 35ℓ/時以上	-

(2) 硫黄酸化物の規制

1) 排出基準（K値規制）

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

q：硫黄酸化物の量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した $m^3$ /時）

K：大気汚染防止法施行規則第3条及び愛知県生活環境保全条例施行規則第9条で定められた値

（大気汚染防止法施行令第5条、同法施行規則第3条、  
愛知県生活環境保全条例施行規則第9条別表第6）

地 域	大気汚染防止法 (S49.4.1～)	愛知県生活環境保全条例 (S49.9.30～)
名古屋市	1.17	1.17

He：以下に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

He：補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Ho：排出口の実高さ（単位 メートル）

Q：温度十五度における排出ガス量（単位 立方メートル毎秒）

V：排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T：排出ガスの温度（単位 絶対温度）

2) 総量の規制

項目	大気汚染防止法（総量規制）	愛知県生活環境保全条例（総排出量規制）
対象工場等	特定工場等 全ての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設(注1参照)を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものが500ℓ/時以上の工場・事業場	大気指定工場等 1.大気指定施設 ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く：伝熱面積10m <sup>2</sup> 以上）の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計が重油に換算した量が500ℓ/時以上の工場等
基準式	特定工場等の新設、既設の特定工場等の施設の設置等 $Q = a W^{0.95} + r a \{ (W + W_i)^{0.95} - W^{0.95} \}$ Q：硫黄酸化物の排出許容量(m <sup>3</sup> /h) W：昭和51年3月31日(小型ボイラー(伝熱面積が10m <sup>2</sup> 未満のもの。以下同じ。)は、昭和60年9月9日、ガスタービン、ディーゼル機関は、昭和63年1月31日、ガス機関、ガソリン機関は平成3年1月31日)以前に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値(ℓ/h) W <sub>i</sub> ：昭和51年4月1日(小型ボイラーは、昭和60年9月10日、ガスタービン、ディーゼル機関は、昭和63年2月1日、ガス機関、ガソリン機関は平成3年2月1日)以後に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値(ℓ/h) a, a', r：定数 a：2.17×10 <sup>-3</sup> 、a'：2.17×10 <sup>-3</sup> r：1/3	大気指定工場等の新設 $Q = R_3 \{ 0.7 \alpha S_3 (a W_2 + b) + Q'' \}$ Q：硫黄酸化物の排出許容量(m <sup>3</sup> /h) W <sub>1</sub> ：昭和49年9月29日現在の大気指定施設の燃焼能力の合計値(ℓ/h) W <sub>2</sub> ：大気指定施設の燃焼能力の合計値(ℓ/h) Q''：昭和49年9月30以後において設置される大気指定工場等または同日前に設置されている大気指定工場等に同日以後設置する大気指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量(m <sup>3</sup> /h)  a, b, R <sub>3</sub> , αS <sub>3</sub> , :定数(注2参照)

注1:総量規制が適用されるばい煙発生施設は、法施行令別表第1の1の項から14の項まで、18の項、21の項、23の項から26の項まで及び28の項から32の項までのものである。

2:県条例に基づく総量規制の定数は、以下のとおりである。

R <sub>3</sub>	αS <sub>3</sub>
1.0	$\frac{0.144 - 0.012 \log y_2}{100}$

$$y_2 = \left| (a W_2 + b) - (a W_1 + b) \right|$$

大気指定工場等における大気指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計 (重油の量に換算した1時間あたりリットル)	a	b
500以上 1,000未満	0.643	16
1,000以上 5,000未満	0.743	-84
5,000以上 10,000未満	0.606	620
10,000以上	0.861	-1,930

3) ばいじんの規制

(大気汚染防止法施行規則 昭和46年 厚生省・通商産業省令第1号)

施設名	規 模 (万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h)	排出基準 (g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )
ボイラー ガスの専焼	4 以上	0.03
	4 未満	0.05
ガスタービン	-	0.04
ディーゼル機関	-	0.08
ガス機関	-	0.04
ガソリン機関	-	0.04

(大気汚染防止法第四条第一項に基づく排出基準を定める条例 昭和48年 愛知県  
条例第4号)

施設の種類の	施設の規模 (万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h)	許容濃度 (g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )
ボイラー 重油その他の液体燃料(紙パルプの製 造に伴い発生する黒液を除く)又はガ スを専焼させるもの	20 以上	0.05
	4 ~ 20	0.10
	4 未満	0.20

(愛知県生活環境保全条例施行規則)

施設の種類の	規制基準 (g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )
ボイラー 重油その他の液体燃料(紙パルプの製 造に伴い発生する黒液を除く)又はガスを専焼させ るもの	0.20

4) 窒素酸化物

(大気汚染防止法施行規則 昭和46年 厚生省・通商産業省令第1号)

施設名	規 模 (万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h)	排出基準 (ppm)
ボイラー ガスの専焼	50 以上	60
	4 ~ 50	100
	1 ~ 4	130
	1 未満	150
ガスタービン	-	70
ディーゼル機関	シリンダー内径 400mm 以上	1200
	シリンダー内径 400mm 未満	950
ガス機関	-	600
ガソリン機関	-	600

【名古屋市環境保全条例】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

窒素酸化物排出施設

1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	日本工業規格 B8201 及び B8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 8 m <sup>2</sup> 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
28	ガスタービン（非常用のものを除く）	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
29	ディーゼル機関（非常用のものを除く）	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リットル以上であること。
30	ガスエンジン（非常用のものを除く）	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10 リットル以上であること。

注 1) 対象となる全 31 施設のうち、DHC の稼働に伴い対象となる可能性のある 4 施設を抜粋した。

2) 大気規制を受ける工場等は、窒素酸化物排出施設を定格運転する場合に使用される燃料及び原料の量を重油の量に換算したものの合計が 1 時間あたり 500 リットル以上のものとする。

規制基準

$$Q = 3.705 \times \{ (C_1 \cdot F_1) + (C_2 \cdot F_2) \}^{0.94}$$

Q：工場等から排出が許容される窒素酸化物の量（NO<sub>2</sub> の換算 g/時）

F<sub>1</sub>、F<sub>2</sub>：窒素酸化物排出施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を重油の量へ換算したもの（燃原料の量 × 換算係数）

C<sub>1</sub>、C<sub>2</sub>：下表参照

施設	詳細区分		C <sub>1</sub>	C <sub>2</sub>
ボイラー	1	重油の量に換算した燃焼能力が 4,000 以上	0.70	0.60
	2	気体燃料（液化石油ガスを除く）の専焼（1 項を除く）	0.90	0.80
	3	C 重油を燃焼（1 項を除く）	1.30	1.10
	4	固体燃料（石炭除く）を燃焼させるもの（1 項を除く）	1.60	1.30
	5	前各項に掲げるものを除く	1.00	0.85
ガスタービン	52	定格出力が 1000kW 以上のガスタービン	2.10	1.00
	53	定格出力が 1000kW 未満のガスタービン	2.10	1.30
ディーゼル機関	54	定格出力が 500kW 以上のディーゼル機関	10.5	3.00(3.70)
	55	定格出力が 500kW 未満のディーゼル機関	13.4	3.60(6.80)
ガスエンジン	56	定格出力が 120kW 以上のガスエンジン	3.00	1.40(2.20)
	57	定格出力が 120kW 未満のガスエンジン	4.50	2.10(3.70)

注 1) 主たる熱源が電気であるものにあつては、C<sub>1</sub> の値は 1.00、C<sub>2</sub> の値は 0.95 とする。

注 2) ガスタービン、ディーゼル機関、ガスエンジンは、非常用のものを除く。

## 【騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

時間の区分 地域の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
	8 時 ~ 19 時	6 時 ~ 8 時 19 時 ~ 22 時	22 時 ~ 翌日 6 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	45	40	40
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	50	45	40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50
工業地域	70	65	60
工業専用地域	75	75	70

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業】

(騒音規制法施行令 昭和 43 年政令第 324 号)  
(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	騒音規制法	名古屋市 環境保全条例
1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)		
2 びょう打機を使用する作業		
3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)		
5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)		
6 バックホウ(原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業		
7 トラクターショベル(原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業		
8 ブルドーザー(原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業		
9 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鋼球を使用して解体し、又は破壊する作業		
10 コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		
11 コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		
12 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械(これらに類する機械にあつては原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。)を用いる作業		
13 ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		

## 【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準】

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和43年厚生省・建設省告示第1号)  
(名古屋市環境保全条例施行細則)

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値		85dBを超えないこと
作業時間		午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
		午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間		10時間を超えないこと
		14時間を超えないこと
作業期間		連続6日を超えないこと
作業日		日曜日その他の休日でないこと

注)1: 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2: 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を\*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

地域: ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

地域: 工業地域( 地域のイの区域を除く。 )

地域: 工業専用地域

【騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく自動車騒音の限度】

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令  
平成 12 年総理府令第 15 号)  
(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音  
の限度を定める総理府令による区域の区分 平成 12 年名古屋市告示第 191 号)

単位：dB

区域の区分	昼 間	夜 間
	6 時 ~ 22 時	22 時 ~ 翌日 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

注 1: 区域の区分

- a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
- b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域
- c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2: 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲については、昼間 75dB、夜間 70dB とする。

「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）

一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路

## 【振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

地域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		7 時 ~ 20 時	20 時 ~ 翌日 7 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域		60	55
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域		65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域		65	60
都市計画区域で用途地域の定められていない地域		65	60
工業地域		70	65
工業専用地域		75	70

【振動規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に伴う振動の基準】

(振動規制法施行令 昭和51年政令第280号)  
 (振動規制法施行規則 昭和51年総理府令第58号)  
 (名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類		振動規制法	名古屋市 環境保全条例
1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。 )又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。 )を使用する作業			
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業			
3 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 )			
4 ブレーカー(手持式のものを除く。 )を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 )			
規制の種別	地域の区分	基 準 等	
基準値		75dB を超えないこと	
作業時間		午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
		午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
*1日あたりの 作業時間		10時間を超えないこと	
		14時間を超えないこと	
作業期間		連続6日を超えないこと	
作業日		日曜日その他の休日でないこと	

注)1:基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2:基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を\*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3:地域の区分

地域:ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

地域:工業地域( 地域のイの区域を除く。 )

地域:工業専用地域

【振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度】

(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)  
 (振動規制法施行規則別表第二備考一及び二の規定に基づく区域の区分及び時間の指定  
 昭和 61 年名古屋市告示第 113 号)

単位：dB

区域の区分	該当地域	昼 間	夜 間
		7 時 ~ 20 時	20 時 ~ 翌日 7 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	60
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70	65

## 【小規模工場等の設置者の責務（名古屋市環境保全条例）】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

小規模工場等

- (1) 特定事業場（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置する工場等をいう。次号において同じ。）以外の工場等
- (2) 特定事業場のうち、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満の工場等（次条で定める水の汚染状態を示す項目について、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づき排水基準を定める条例（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）の規定に基づき、上乗せ排水基準が適用されるものを除く。）

排水に対する責務規定

項 目	許容限度（排水 1 L あたり）
化学的酸素要求量	160mg
窒素含有量	120mg
りん含有量	16mg

## 【建設工事における排水対策（名古屋市環境保全条例）】

(水質汚濁の規制及び届出の概要（排水基準編）名古屋市環境局)

## [ 下水道処理区域以外 ]

沈砂槽等の処理施設を設置し、下記表の値を目安に処理して排水。

項 目	目 安
外観	異常な着色又は発泡がみとめられないこと
水素イオン濃度	5.8～8.6
浮遊物質	200 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L

この値は目安であり、排水量が多く河川等に与える影響が大きい場合は、この限りではない。

## 【揚水設備に係る許可の基準（愛知県生活環境保全条例、名古屋市環境保全条例）】

(愛知県生活環境保全条例施行規則)  
(名古屋市環境保全条例施行細則)

ストレーナーの位置	地表面下 10m 以浅であること。
揚水機の吐出口の断面積	19 cm <sup>2</sup> 以下であること。
揚水機の原動機の定格出力	2.2kW 以下であること。
揚水設備を設置する工場等の揚水設備による総揚水量	350m <sup>3</sup> /日以下であること。

## 【地下水揚水規制（名古屋市環境保全条例）】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

揚水設備	井戸設備
ポンプ等の吐出口の断面積が 6cm <sup>2</sup> を超える場合	ポンプ等の吐出口の断面積が 6cm <sup>2</sup> 以下の場合
地下水の採取許可に係る許可申請が必要	井戸設備設置に係る届出が必要

## 【地下水のゆう出を伴う掘削工事に係る届出（名古屋市環境保全条例）】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

地下掘削工事
ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積の合計が 78 cm <sup>2</sup> を超える場合
地下掘削工事施工に係る届出が必要

【建築基準法】

(別表第 4)

(建築基準法 昭和 25 年法律第 201 号)

(い)		(ろ)	(は)	(に)		
	地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ		敷地境界線からの水平距離が 5メートルを超え 10メートル以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が 10メートルを超える範囲における日影時間
1	第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域	軒の高さが 7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5メートル	(1)	3 時間(道の区域内にあつては、2 時間)	2 時間(道の区域内にあつては、1.5 時間)
				(2)	4 時間(道の区域内にあつては、3 時間)	2.5 時間(道の区域内にあつては、2 時間)
				(3)	5 時間(道の区域内にあつては、4 時間)	3 時間(道の区域内にあつては、2.5 時間)
2	第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域	高さが 10メートルを超える建築物	4メートル又は 6.5メートル	(1)	3 時間(道の区域内にあつては、2 時間)	2 時間(道の区域内にあつては、1.5 時間)
				(2)	4 時間(道の区域内にあつては、3 時間)	2.5 時間(道の区域内にあつては、2 時間)
				(3)	5 時間(道の区域内にあつては、4 時間)	3 時間(道の区域内にあつては、2.5 時間)
3	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域	高さが 10メートルを超える建築物	4メートル又は 6.5メートル	(1)	4 時間(道の区域内にあつては、3 時間)	2.5 時間(道の区域内にあつては、2 時間)
				(2)	5 時間(道の区域内にあつては、4 時間)	3 時間(道の区域内にあつては、2.5 時間)
4	用途地域の指定のない区域	イ 軒の高さが 7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5メートル	(1)	3 時間(道の区域内にあつては、2 時間)	2 時間(道の区域内にあつては、1.5 時間)
				(2)	4 時間(道の区域内にあつては、3 時間)	2.5 時間(道の区域内にあつては、2 時間)
				(3)	5 時間(道の区域内にあつては、4 時間)	3 時間(道の区域内にあつては、2.5 時間)
		ロ 高さが 10メートルを超える建築物	4メートル	(1)	3 時間(道の区域内にあつては、2 時間)	2 時間(道の区域内にあつては、1.5 時間)
				(2)	4 時間(道の区域内にあつては、3 時間)	2.5 時間(道の区域内にあつては、2 時間)
				(3)	5 時間(道の区域内にあつては、4 時間)	3 時間(道の区域内にあつては、2.5 時間)

【名古屋市中高層建築物日影規制条例】

(名古屋市中高層建築物日影規制条例 昭和 52 年条例第 58 号)

対象区域	建築基準法別表 第 4(ろ)欄の 4 の 項イ又はロ	平均地盤面から の高さ	建築基準法別表 第 4(に)欄の号
第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種 低層住居専用地域			(1)
第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域		4 メートル	(1)
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又 は準住居地域		4 メートル	(1)
近隣商業地域又は準工業地域		4 メートル	(2)
用途地域の指定のない区域のうち法 第 52 条第 1 項第 6 号の規定により建 築物の容積率が 10 分の 10 と定めら れた区域	イ		(1)
用途地域の指定のない区域のうち法 第 52 条第 1 項第 6 号の規定により建 築物の容積率が 10 分の 20 と定めら れた区域	ロ		(2)

注) 別表第 4 は前頁の表に示すとおりである。

【名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例】

(名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例  
平成 11 年名古屋市条例第 40 号)

中高層建築物

項番号	地域又は区域	建築物
1	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物
2	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(3 項に掲げるものを除く。)、準工業地域又は用途地域の指定のない区域	高さが 10 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 4 以上の建築物
3	近隣商業地域(都市計画において、建築物の容積率が 10 分の 40 と定められたものに限る。)又は商業地域(都市計画において、容積率が 10 分の 40 と定められた地域のうち防火地域と定められていないものに限る。)	(1) 高さが 15 メートルを超える建築物(次号に掲げるものを除く。)
		(2) 高さが 10 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 4 以上の建築物のうち、冬至日の真太陽時による午前 9 時から午後 3 時までの間において、1 項又は 2 項左欄に掲げる地域又は区域内の法第 56 条の 2 第 1 項の水平面に日影を生じさせるもの
4	商業地域(3 項に掲げるものを除く。)又は工業地域	(1) 3 項右欄第 1 号に掲げる建築物
		(2) 3 項右欄第 2 号に掲げる建築物
5	工業専用地域	3 項右欄第 2 号に掲げる建築物

備考

- 1 建築物を増築する場合には、高さ及び階数の算定方法は、当該増築に係る部分の建築物の高さ及び階数による。
- 2 建築物が、この表左欄に掲げる地域又は区域の 2 以上にわたる場合には、右欄中「建築物」とあるのは「建築物の部分」とする。

【緑のまちづくり条例（一部抜粋）】

（緑のまちづくり条例 平成 17 年名古屋市条例第 39 号）

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第 23 条 都市緑地法施行令(昭和 49 年政令第 3 号)第 9 条ただし書に規定する緑化率(法第 34 条第 2 項に規定する緑化率をいう。以下同じ。)の規制の対象となる敷地面積の規模は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 53 条第 1 項の規定による建築物の建ぺい率(同項に規定する建ぺい率をいう。以下同じ。)の最高限度(高層住居誘導地区(都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号の 4 に掲げる高層住居誘導地区をいい、建築物の建ぺい率の最高限度が定められているものに限る。)、高度利用地区(同項第 3 号に掲げる高度利用地区をいう。)又は都市再生特別地区(同項第 4 号の 2 に掲げる都市再生特別地区をいう。)の区域内にあっては、これらの都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度。以下「建ぺい率の最高限度」という。)が 10 分の 6 以下の区域内にあっては、300 平方メートル。ただし、建築基準法第 53 条第 3 項又は第 4 項の規定により建ぺい率の最高限度が 10 分の 6 を超える建築物の敷地の区域にあっては、500 平方メートル。
- (2) 建ぺい率の最高限度が 10 分の 6 を超える区域内にあっては、500 平方メートル。

（条例による緑化率の規制）

第 26 条 次の各号に掲げる建築物(敷地面積が 500 平方メートル未満のものを除く。)の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を 10 分の 1 以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

- (1) 建ぺい率の最高限度が 10 分の 8 を超える建築物
- (2) 建築基準法第 53 条第 5 項第 1 号に該当する建築物

- 2 都市計画に緑化地域が定められていない区域において、建築物(敷地面積が1,000平方メートル未満のものを除く。)の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を10分の2以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。
- 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた建築物については、適用しない。
  - (1) その敷地の周囲に広い緑地を有し、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないもの
  - (2) その用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの
- 4 市長は、第1項又は第2項に規定する建築物が、これらの規定に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を認証するものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定が適用される場合においては、法第40条並びにこの条例第23条第2項、第24条第2項及び前3条の規定を準用する。

**【緑のまちづくり条例施行細則（一部抜粋）】**

（緑のまちづくり条例施行細則 平成17年名古屋市規則第158号）

（政令第11条に規定する市長が定める数値）

第20条 政令第11条の規定する市長が定める数値は、次表のとおりとする。

1 から建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第135条の16第1項又は第136条第1項及び第2項の規定による空地の面積の敷地面積に対する割合を減じた数値	市長が定める数値
10分の5以下の場合	10分の2
10分の5を超え、10分の6以下の場合	10分の1.5
10分の6を超え、10分の8以下の場合	10分の1
10分の8を超える場合	10分の0.5